



警察官による 違反是正実務研修会



岐阜県 多治見市消防本部

事例類型 II 高度化・専門化/IV 他団体との連携/V 人材育成

取組期間 令和4年9月から11月

背景

当本部では、平成26年度から特定用途防火対象物を中心に本格的な違反処理を開始した。ついに特定用途重大違反防火対象物が残り1件となった時、消防の再三の指導や命令によっても是正されなかったため、警察の助言をいただきながら令和2年に告発を行い是正に至った。また、同様に是正されない非特定用途防火対象物に対しても「法令違反に特定も非特定も関係ない。」という消防と警察双方の考えは一致し、令和3年に告発し違反者の罰金刑が確定した。

その過程で、当市を管轄する「多治見警察署生活安全課」とは強い信頼関係が生まれ、現在では常に協力しながら、市民の安心安全という共通目標に向かって、消防法令違反の是正に取り組んでいる。

そんな中、いつものように違反対象物について警察署に相談に伺った際、書類の精度に個人差があるとの指摘を受け、警察が求める書類や押さえるべきポイントの話題になった。そこでこのやり取りは説得力に満ち、職員間で共通認識を持つべき内容であると強く感じたため、是非消防職員向けに講義していただけないか打診したところ、快諾いただき、今回の研修会開催に至った。

内容

当本部の2件の告発事案を担当した実績を持つ警察官を講師に招き、「消防法令違反に係る警察と消防の連携等について」の題目で研修会を開催した。

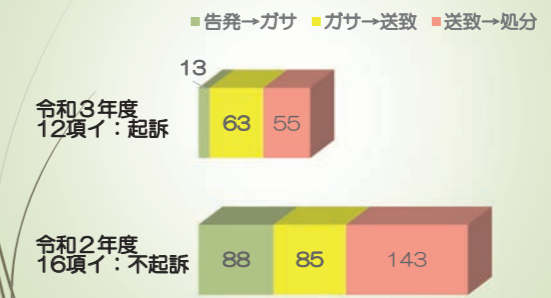
おもな講義内容は次のとおりである。

- ① 消防法令違反の是正に係る警察と消防の連携の在り方について
- ② 事件として取り扱うことを見越した違反調査書類の残し方について
- ③ 質問調書の作成要領と作成上の留意点について

受講者は当本部の職員に限らず、地域全体の消防法令違反の是正推進を目的に、近隣消防本部にも声を掛けた。

その結果、当本部が属する岐阜県東濃地方の5消防本部及びかねてから職員の人事交流事業により深いつながりがある愛知県の2消防本部から、管理職や違反処理担当者など38名の消防職員が参加した。

【告発の期間比較（日数）】



成果

実際に消防法令違反の告発事案を担当した警察官が講師となることで、消防職員が行う研修とは比較にならない説得力がある。

違反処理を進める上で、最終的には警察官が事件として取り扱うことが可能であるかについて、消防の調査書類等を精査することになるが、不足する調査内容や違反者の供述、さらには書類上の不備があれば、その分是正の遅延につながる。警察官は初手から精度の高い違反調査書類を積み上げることでスムーズな告発につながり、結果的に円滑な事件化、罰則による間接的な是正及び周囲の違反対象物への波及効果が期待できるとのことであった。

質問調書については、普段警察官が調書を作成する際のポイントを基に、消防が違反者から聴取すべき事項、言葉や改行の使い方及び読み聞かせや署名押印の意義について深く掘り下げて実務的なアドバイスをいただいた。

質疑応答の時間には、各本部から活発に質問が飛び交ったが、いずれも的確にご回答いただき、それぞれが多くの知識と技術を習得することができた。

全国的にも例がない研修であり、すぐにでも実践できる実務的な内容であったため、参加者からは大好評であったとともに、今後も継続開催を望む声を多数頂いた。

当本部としては、多くの本部の消防職員に参加いただけたことで、高度な知識の地域全体への伝達と警察との顔が見える関係を構築する一助になることができ有意義であったと感じている。今回の研修会での内容を違反処理に活かし、今後も消防法令違反の根絶と、安心安全な町づくりを目指していくものである。

特記事項

今回の事業は、岐阜県違反是正支援アドバイザー消防本部としての責務を予防課員全体が理解し、警察官との日頃の良好な関係に基づく全面協力をいただきながら、研修会の企画と当日の事業成功に向けて取り組んだ。

今後も、アドバイザー消防本部として県内の消防法令違反是正に寄与していく所存である。

